

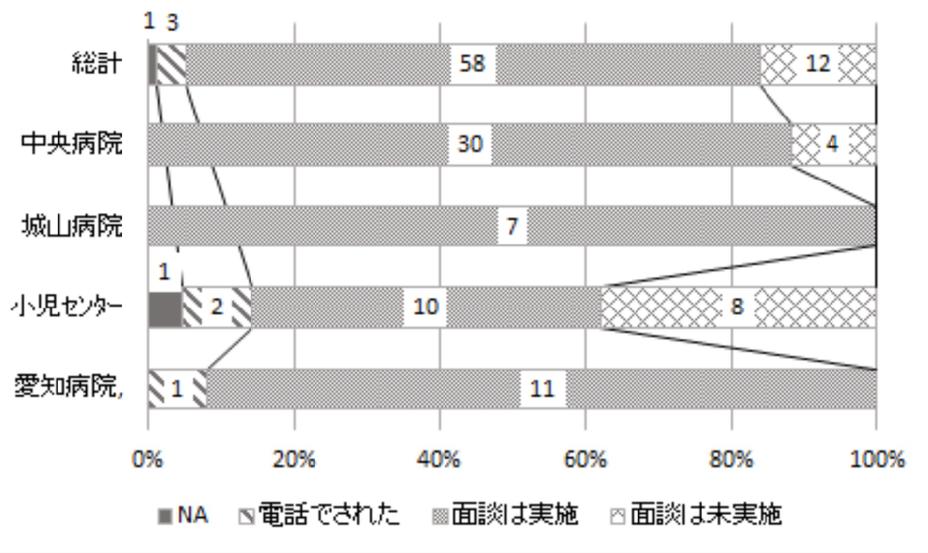
県立病院ではたらく仲間をつなぐ

# 病院組合ニュース

14. 5. 30 No.77

愛知県病院事業庁職員組合  
〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1  
愛知県東大手庁舎内  
電話(052)212-8031 FAX(フリークス)0120-930-340  
メールアドレス byoin@aichikenshoku.

問1 フィードバック面談は実施されたか



各分会委員の方にご協力をいただきました「フィードバックアンケート」の集計結果について報告します。

面談未実施 評価者医師の部署集中  
フィードバック面談は全体の78・4%で実

## 面談実施は8割弱 指導・助言は約3割にとどまる

施されています。

なお、小児センターでは、38・1%で面談が実施されず、特に第二次評定者が、医師の部署に集中している実態が明らかになりました。

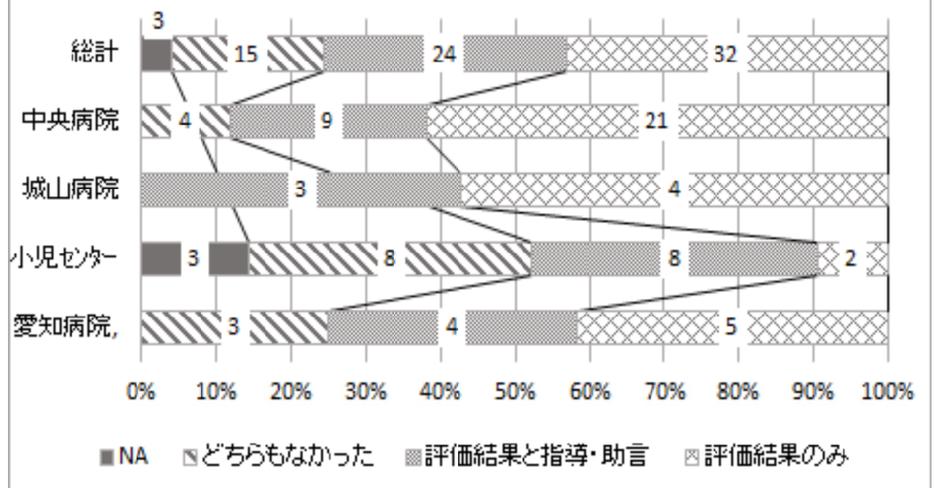
医師については、研修も行われていないため、今後は医師の研修等、面談が実施されるよう求めていく必要があります。

### 人材育成につながる 人事評価制度に

#### 人事評価制度に

面談で「評価結果の説明と指導・助言がされた」のは、全体で32・4%にとどまりました。「評価結果のみ」は43・2%、「どちらもなかった」は20・3%でした。フィードバック面談

問3 フィードバック面談で評価結果の説明と指導・助言がされたか



は、職員の評価結果のみを伝えるのではなく、職員が設定した目標の進捗状況の把握や、部下のつまづきをフォローする等、上司と部下のコミュニケーションを増やし、人材育成に重点を置くことを目的としています。

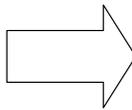
今年度から「能力発揮度評価」「役割達成度評価」の人事評価制度が導入されました。職員の人材育成や、能力開発の基盤となる人事評価制度となるよう、問題解決に向けて取り組んでいきます。

**実施時期 7月上旬 (条例の公布の日)**  
**配偶者同行休業制度を導入**  
**(6月議会に条例案提案)**

**配偶者同行休業制度**  
 有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度

**申請にあたって**

- 承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行う
  - 請求期間→3年以内（当該期間内であれば、1回に限り延長できる）
  - 休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由
    - ① 外国での勤務
    - ② 事業の経営その他個人が業として行う活動であって外国において行うもの
    - ③ 外国の大学等における修学
- ※いずれも6月以上にわたり継続することが見込まれるもの



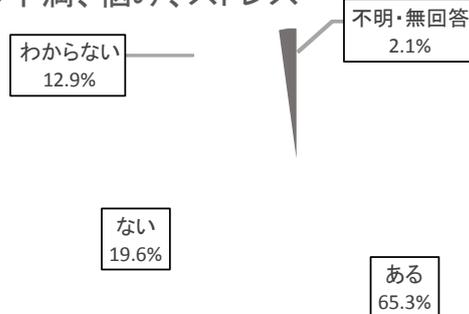
**休業期間中**

- 休職中は
  - ・給与は支給されません
  - ・共済組合の掛け金を払う必要があります
- 休業承認が取り消される場合
  - ① 配偶者と生活を共にしなくなった場合
  - ② 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった場合
  - ③ 妊娠した場合（産前・産後休暇に切り替えを希望する場合）
  - ④ 育児休業を取得しようとする場合

**仕事の不満 悩み ストレス**

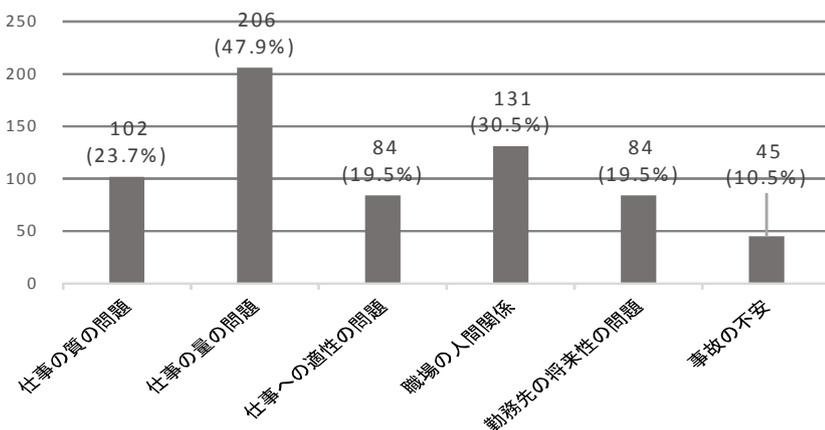
今の仕事への不満、悩み、ストレス

**約65%の職員**  
**不満 ストレスを抱えながら**  
**働く実態浮き彫りに**



2013年看護職員の実態調査結果

今の仕事への不満、悩み、ストレスの主な要因



**仕事の不満などへの要因**

**仕事の量**  
**人間関係に集中**

